

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 30日

鳥取県知事 殿

提出者

住 所 鳥取市千代水2-118

名 称 (株) N I P P O 鳥取統括事業所

代 表 者 所長 森川 康明

電話番号 (0857) 28-7213

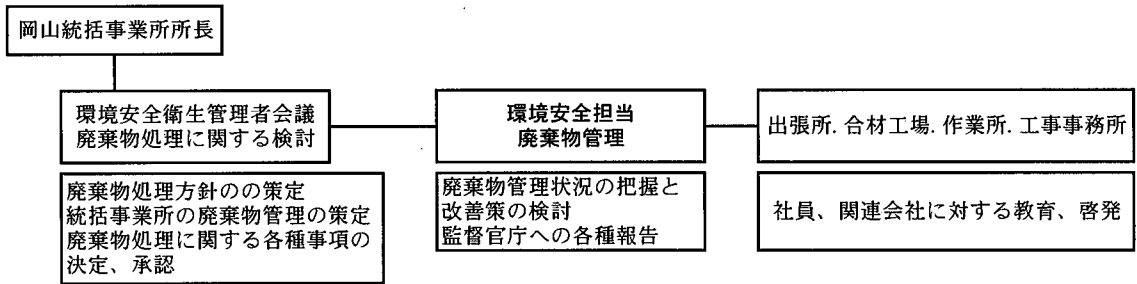
報告担当者 栗嶋 豊二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 N I P P O 鳥取統括事業所
事業場の所在地	鳥取市千代水2-118
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日までとする。
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高（鳥取統括事業所管内）4億8千万円／平成25年度
③従業員数	40名（鳥取統括事業所管内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（1）一連の処理の工程のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 25年度）実績】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	（これまでに実施した取組） 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法・資材等を採用すると共に推奨している。（アスファルト破片、コンクリート破片） 余剰材を引き取り再利用している（木くず）	
②計画	【目標】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	（今後実施する予定の取組） 上記現状の取り組みを継続する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙2のとおり

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類（アスファルト破片）、がれき類（コンクリート破片）、がれき類（アスファルト破片・コンクリート破片以外）、がれき類（石綿含有）、金属くず、廃プラスチック類、廃プラスチック類（混合）、木くず、紙くず、汚泥等と他の廃棄物が混入しないように保管を実施。リサイクル処分を行う上で委託業者の適正処理を前提に分別収集を実施している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記現状の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙2のとおり	
①現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）  アスファルト破片は、自らの中間処理施設にて破碎（再生）し、アスファルト加熱混合物の骨材として利用している。		
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）  上記現状の取り組みを継続する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙2のとおり	
①現状	【前年度（平成 25年度）実績】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】 別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）  上記現状の取り組みを継続する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 25年度）実績】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
②計画	【目標】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 25年度）実績】 別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 処理業者選定と委託契約締結にあたっては、事業所長（担当者）は処理委託予定業者を、事前に「産業廃棄物処理業者チェックリスト」に許可証の写し等を添付して、「産業廃棄物処理委託契約業者選定申請書」を支店環境安全品質保証Gに送付し、承認を受けてから「処理委託契約」を締結し、委託処理をしている。	

②計画	【目標】	別紙2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)	上記現状の取り組みを継続する。	

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の種類(名称)	④ 産業廃棄物の一連の処理の工程
がれき類 (アスファルト破片)	自ら中間処理した後再生利用(加熱アスファルト混合物骨材・路盤材として再資源化)
がれき類 (アスファルト破片)	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、再生骨材・路盤材として再資源化
がれき類 (コンクリート破片)	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して再生骨材・路盤材として再資源化
がれき類 (アスファルト破片・コンクリート破片以外)	直接処理委託(中間処理)後埋立処分
がれき類 (石綿含有)	直接埋立処分委託
金属くず	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、鉄鋼原(材)量として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
廃プラスチック類	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、プラスチック原(材)料・燃料として資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
廃プラスチック類(混合)	直接処理委託(中間処理)後埋立処分
木くず	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、燃料又はその原(材)料として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
紙くず	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、燃料又はその原(材)料として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
汚泥	直接再生利用者へ処理委託(中間処理)して、改良土として再資源化又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
廃石綿等	直接埋立処分委託
混合廃棄物(安定型)	直接埋立処分委託又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分
ガラスくず・廃石膏ボード等	直接埋立処分委託
建設系混合廃棄物	直接埋立処分委託又は直接処理委託(中間処理)後埋立処分



